



# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2017.6 No.371



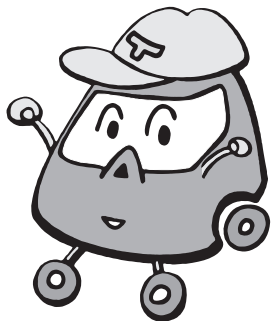
場 所:甲山森林公園(西宮市)

## 主な記事

- 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
- 平成29年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施について
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について
- 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について

## 主な同封物

- 重大な労働災害を防ぐためには



## もくじ

- 行政からのお知らせ
  - (国土交通省) 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて…………… 1
  - (環境省) 平成29年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施について…………… 5
  - (厚生労働省) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について…………… 8
  - 「賃金構造基本統計調査」について…………… 9
  - (近畿地方整備局) 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について…………… 10
  - (神戸市消防局) 危険物安全週間が実施されます…………… 11
- 事務局からのお知らせ
  - (表彰) ご受賞おめでとうございます 平成29年春の叙勲受章…………… 12
  - 優秀運転者顕章候補者の推薦について…………… 13
- ドライバー教育ツールPART3の連載(第5回)
  - 過積載による悪影響を理解しよう…………… 14
  - 過積載は環境汚染の原因となる…………… 15
- 理事会・委員会だより…………… 16
- 陸災防のページ
  - はい作業主任者技能講習会のおしらせ…………… 18
- 会員だより…………… 22
- 協会日誌…………… 23

### マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。  
ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





## 行政からのお知らせ



国土交通省

### 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。また、本年2月15日、京都府警において、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕するという事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、平成29年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のため別添の実施要領に基づき諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。



# 平成29年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

## 1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

## 2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成29年6月1日（木）から6月30日（金）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

## 3. 重点とする不正改造項目

- (1) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (6) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (7) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (8) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (9) 不正な二次架装
- (10) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (11) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (12) 不正軽油燃料の使用



# 危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日  
「不正改造車排除」強化月間

灯光の色が不適切な  
回転灯等の取付け

音が自動的に継続する  
警音器の取付け

前面ガラスへの  
装飾板等の装着

巻込防止装置の取外し

窓ガラスへの  
着色フィルム等の貼付

安全確認用窓を物などで  
塞いで見えなくすること

- ・速度抑制装置（スピードリミッター）  
の解除及び取外し
- ・燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ・不正軽油燃料の使用

さし枠の取付け

タイヤ及びホイール（回転部分）  
の車体外へのはみ出し

燃料タンクの不正な  
増設等の二次架装

## 不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数  
再違反 40日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

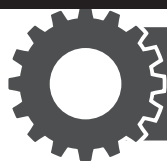
マフラーの切断・取外し及び  
基準不適合マフラーの装着

突入防止装置の切断  
及び取外し



公益社団法人  
全日本トラック協会  
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

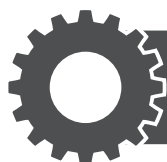


## 不正改造車の行政処分基準

### ●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反
20日×違反車両数	40日×違反車両数



## 不正改造車の排除に係る関係法令

### ●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

### ●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはけません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金** が科せられます。

### ●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金** が科せられます。

### ●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金** が科せられます。

## 平成29年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施について

### 1 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

### 2 平成29年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事实施に当たっては、以下のことに取り組みます。

#### ○低炭素社会に向けた取組

世界全体の平均気温の上昇を2度より十分に下回るものに抑えること、そのため今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出量と吸収量を均衡すること等を定めるパリ協定の発効後、初めての環境月間となります。パリ協定を締結した我が国としても、率先してパリ協定を実施すべく、2030年度26%削減、更には2050年80%削減に向け、一步一步、着実に取組を進めていく必要があります。そのためには、地球温暖化防止のための取組について、幅広い主体に御理解をいただき、積極的に取り組んでいただく必要があります。

環境月間においても、地球温暖化防止の取組がより一層幅広い主体に広がるよう、地球温暖化の影響に関する知識の普及を図るとともに、「COOL CHOICE」（賢い選択）を旗印として、低炭素型の製品・技術やサービス、ライフスタイル、効果的な取組や、そうした選択を行うことによる効果やメリット、気候変動への適応等について、普及啓発を展開します。

#### ○自然共生社会に向けた取組

「国立公園満喫プロジェクト」の推進をはじめとする国立公園や世界自然遺産等の自然環境の保全と適正な利用、外来生物対策、生物多様性の保全、鳥獣の保護管理とその担い手の育成、自然資源の手入れを通じて地域の活性化を図る森里川海プロジェクト、動物愛護等について、普及啓発を展開します。

○循環型社会の形成と安心・安全の確保に向けた取組

循環型社会の形成に向けて、発生抑制・再使用・再生利用（3R）、PCB 廃棄物の期限内処理、廃棄物の適正処理、災害廃棄物の処理、浄化槽の整備、不法投棄対策等について、普及啓発を展開します。

また、大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策、環境保健対策、持続可能な開発のための教育（ESD）など、安心・安全を確保するための基盤となる取組について、普及啓発を展開します。

○震災からの復興・創生

東日本大震災からの復興・創生のための普及啓発を展開します。また、リスクコミュニケーション等を通じ、放射線に関する地域住民の健康管理・健康不安対策を進めます。

また、熊本地震等の被災地の復興について普及啓発を展開します。

### 3 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会と安心・安全の確保」「震災からの復興・創生」に向けた取組を統合的に推進しています。

平成29年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置いて環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施することにより、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

○「COOL CHOICE（賢い選択）」

2030年度26%削減に向け、家庭、業務、運輸など各部門で大幅な削減努力が必要です。

「COOL CHOICE」（賢い選択）を旗印に、日々の暮らしの中での地球温暖化防止の取組の選択肢やメリットを分かりやすくデモンストレーションし、取組を幅広く呼びかけます。

○行動を重視

国民や企業などの各主体に、環境保全のための具体的な行動を起こしていただくことに重点を置きます。

○科学的な知見の身近なレベルでの理解

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）での科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解いただき、政策実施への理解と取組への参加を得ることを目指します。



## 4 実施方針

### (1) 実施期間

- ① 環境の日：6月5日
- ② 環境月間：6月1日から30日までの1か月間

### (2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO、報道機関等

### (3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
  - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
  - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
  - ・ライトダウン
  - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
  - ・エコドライブ
  - ・環境家計簿
  - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
  - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動
  - ・循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減
  - ・小型家電の回収への協力等をはじめとした、リデュース・リユース・リサイクル活動
  - ・不法投棄監視活動
  - ・一斉清掃活動（海岸を含む）
  - ・植樹等の地域美化運動
  - ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
  - ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動

## 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 の実施について

標記について厚生労働省よりキャンペーン実施の通知がありました。

職場における熱中症は、猛暑だった平成22年以降400人から500人で推移しており、減少傾向がみられません。また、死亡者数は、多い年は30人を超えるなど、平成24年から28年までの5年間で80人を超えています。そのため事業場における熱中症予防対策の徹底を図るため、関係省庁、関係団体等と連携のもと実施するものです。

会員事業者につきましては、本趣旨をご理解の上、職場における熱中症予防対策についてお願い申し上げます。

具体的な内容については下のホームページをご覧ください。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを実施します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

問い合わせ先

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

03-5253-1111（代表）

03-3502-6755（直通）

## 「賃金構造基本統計調査」について

厚生労働省では、「平成29年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様にご調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。



# 近畿地方整備局

## 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について

近畿地方整備局  
兵庫国道事務所長

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

### 記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 190mm または 連続雨量 160mm かつ時間雨量 40mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

## 大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨などの異常気象時に通行車両等を災害から守るため、降雨量が一定に達した時に道路の通行を規制する区間と基準となる雨量（規制雨量といいます）を定めています。  
土砂崩落、落石などは一般的に雨量との関連が高いことから、豪雨等により規制雨量に達した場合には被災を未然に防ぐため規制区間において通行止めを行います。  
このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。

規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所
②洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	(0799)22-1680

規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量190mm または 連続雨量160mm かつ時間雨量40mm	西宮維持出張所 (0798)35-6470

お問い合わせ先  
国土交通省  
近畿地方整備局  
兵庫国道事務所  
〒650-0042  
神戸市中央区波止場町3-11  
TEL (078) 334-1600 (代)  
FAX (078) 334-1611



# 神戸市消防局

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月4日(日)から6月10日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、当運動への協賛とご支援をお願い申し上げます。

## 事業所の皆様へのお願い

### 1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

### 2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

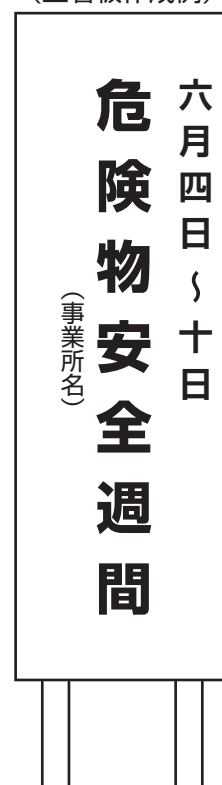
### 3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

### 4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)



防火についてのご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局 078-325-8515	兵庫消防署 078-512-0119	須磨消防署 078-735-0119
東灘消防署 078-843-0119	北消防署 078-591-0119	垂水消防署 078-786-0119
灘消防署 078-882-0119	長田消防署 078-578-0119	西消防署 078-961-0119
中央消防署 078-241-0119		水上消防署 078-302-0119

---

---

## 事務局からのお知らせ

---

---

よろこび ご受賞おめでとうございます。

### 《平成29年春の叙勲受章（旭日双光章）》

平成29年春の叙勲の旭日双光章に、当協会から亀田昌廣氏（柳原運輸株式会社）が選ばれ、5月10日に東京プリンスホテルで行われた伝達式に出席し、受章されました。



亀田昌廣氏

---

\* \* \*

## （一社）兵庫県トラック協会定時総会のご案内

（一社）兵庫県トラック協会の「第59回 定時総会」を下記のとおり開催する予定です。  
会員の皆様には、後日資料を添付しご案内させていただきます。会員の皆様の万障繰り合わせのご臨席をお願いいたします。

記

第59回 定時総会

日 時：平成29年6月16日（金）14:00～

場 所：ANAクラウンプラザホテル神戸

## 〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### ◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とすると共に、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

#### ◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(起点 平成29年5月31日)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成9年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成9年6月2日～平成19年6月1日)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません

#### ◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

#### ◎ 締め切り

平成29年7月25日(火)

#### ◎ 提出先

〒657-0043

#### 及び方法

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社) 兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL: 078-882-5556

E-mail: h-fujioka@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力の上、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

# ドライバー教育ツールPART3の連載(第5回)

一部改正された国土交通省告示に基づく指導項目(12項目)について

2017年2月号から12回に渡って連載しています。

## ⑤ 過積載の危険性——管理者用資料

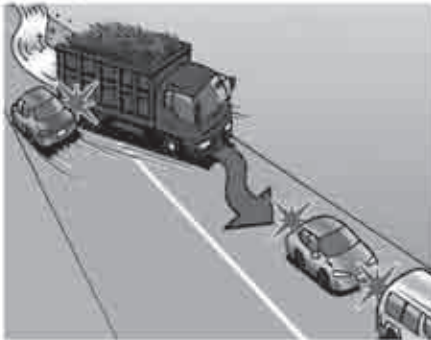


# 過積載による悪影響を理解しよう

指導の  
ポイント

過積載による危険性や運転者に対する罰則を教え、過積載防止のために配慮すべき事項を指導しましょう。

### 事故事例



### 過積載の大型トラックが暴走し 6人が死傷

平成24年7月、福島県川俣町の県道で、大型トラックが対向車や前車など5台に次々と衝突し、6人が死傷しました。

トラックは積載量13トンのところ鉄屑を21トン積む過積載状態で、事故現場の300m手前からブレーキが不能になり、車列に突っ込みました。運転者が現場で逮捕されただけでなく、運送業者の運行管理者も過積載の下命・容認で逮捕されています。

## 最大積載量を正しく理解しよう

- 「最大積載量」とは車両総重量から車両重量と乗員定員重量を差し引いた値で、車両ごとに違いますので車検証を確認してください。
- なお、車両に燃料タンクを増設したり工具、資材箱、その他の装備を常に積んでいる場合は積載可能な重量が減少します。  
最大積載量表示だけでなく、車両ごとに積載可能重量を守るように徹底しましょう。



## 過積載の罰則

- 過積載をすると、制動距離が長くなって、追突事故等の事故が起こりやすくなり、事故が発生した場合には質量が大きいことから損害が大きくなります。
- 過積載をすると、その程度に応じた厳しい違反点数や罰金または反則金が運転者に課せられます。
- 大型車で10割以上(2倍以上)の過積載をした場合には、違反点数が6点となり免許停止処分を受けるとともに、「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」の刑事罰を受けます。

・過積載に対する罰則

過積載の程度	大型・中型・準中型車		普通車	
	点数	反則金	点数	反則金
10割以上の過積載	6点	懲役又は罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円







# 過積載は環境汚染の原因となる



ここに  
気をつけて



過積載をすると大気汚染物質である粒子状物質(PM)などを多量に出します。環境悪化の原因を作らないようにしましょう。

ドライバーとして覚えておこう

3 安全運転  
つの  
キーワード



ワン

1

過積載を  
すると

ツー

2

大気汚染  
物質を  
ばら撒く

スリー

3

環境悪化の  
原因を  
作らない

# 理事会・委員会だより

## 平成29年度第1回物流政策・交付金委員会が開催されました

日時 平成29年5月18日(木)  
場所 兵庫県トラック総合会館

北野副会長、他委員18名が出席し、下の議題は全て承認されました。

### 議 題

1. 平成30年度税制改正要望事項（案）について
2. 平成29年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
3. 平成28年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
4. 平成28年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告について  
ア 収支計算書等について  
イ 貸借対照表について  
ウ 正味財産増減計算書について
5. 第40回近代化基金融資公募結果について



## 平成29年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議が開催されました

日時 平成29年5月23日(火)  
場所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他常任理事20名、監事3名が出席し、下の議題は全て承認されました。

### 議 題

1. 第1回理事会対処について
  - ①理事会開催日程（案）について
  - ②平成29年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
  - ③平成28年度事業報告及びその附属明細書の承認について
  - ④平成28年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
  - ⑤平成28年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
  - ⑥会員の入会の承認について
  - ⑦第59回定時総会の開催（案）の承認について
  - ⑧定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について



## 平成29年度第1回理事会が開催されました

日 時 平成29年5月29日(月)  
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事40名、監事3名が出席し、下の議題は全て承認されました。

### 議 題

- 第1号議案 平成29年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- 第2号議案 平成28年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- 第3号議案 平成28年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- 第4号議案 平成28年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 第5号議案 会員の入会の承認について
- 第6号議案 第59回定時総会の開催（案）の承認について
- 第7号議案 役員候補者の推薦について
- 第8号議案 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について

第59回定時総会が6月16日（金）に神戸市のANAクラウンプラザホテル神戸で開催されることが承認されました。





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 (兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号])

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成29年7月26日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成29年7月27日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成29年6月5日(月)～平成29年7月18日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)  
② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)



※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

## 5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

## 6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

## 7. 留意事項

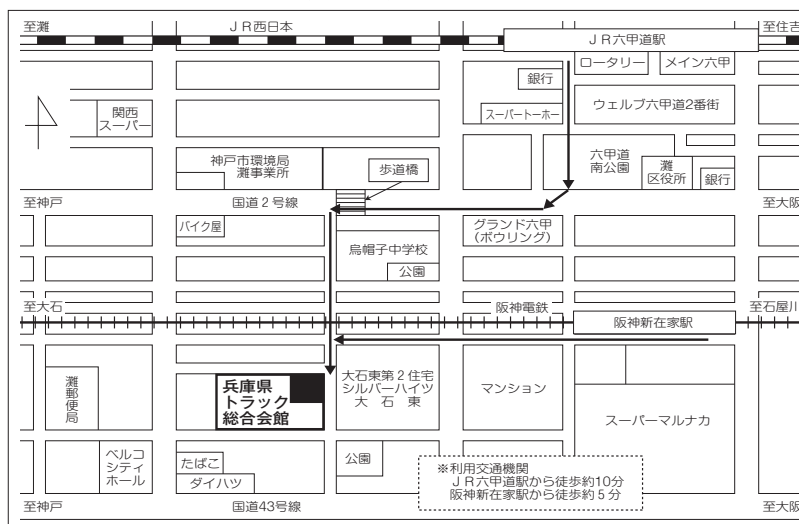
修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。  
縦3.5 c m  
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒  電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒  電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ⑩			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月 から _____ 年 月 まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ⑩			
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成29年4月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		86.10	86.33	92.03	92.00
出 光		83.57	90.55	92.75	89.00
J エ ナ ジ ー		83.00		96.50	
コ ス モ		82.88	86.95	91.80	97.00
昭 和 シ ェ ル		81.65		87.00	
モ ー ビ ル		88.05	85.50		
エ ッ ソ		82.36			93.00
三 井		82.00			
そ の 他		82.82	85.48	89.03	91.36
総 計		83.64	86.94	91.34	91.98
29 / 3	全国平均	84.41	調査なし	91.76	92.06
	近畿平均	83.76		90.65	92.90

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成28年5月		69.88	74.04	79.14	80.27
平成28年6月		70.44	76.27	81.15	82.10
平成28年7月		74.08	81.09	83.58	84.74
平成28年8月		72.35	79.51	83.15	81.81
平成28年9月		73.17	77.99	82.48	81.18
平成28年10月		71.27	76.35	80.73	83.17
平成28年11月		73.73	78.55	82.53	84.19
平成28年12月		76.60	79.52	84.38	84.29
平成29年1月		81.18	85.41	87.95	88.38
平成29年2月		82.44	85.82	90.06	90.81
平成29年3月		81.77	86.50	90.24	89.68
平成29年4月		84.44	87.83	91.45	94.33
平成29年5月		83.64	86.94	91.34	91.98
年 間 平 均		76.54	81.22	85.24	85.92

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
29.5.15	西播	一般 利用	(株)山幸商運	山本幸雄	〒679-4327 TEL 0791-60-3366 たつの市新宮町中野庄212-1 FAX 0791-60-3454

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
29.5.1	明石	一般	三和油業(株)	碓武宏章
5.8	東播	一般	高知運輸(株)	野村恒一郎

## 変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
68	代表者	新栄陸運(株) 龍田潤三	青木好司
67	代表者	(株)神戸新聞輸送センター 吉村一男	影本茂
26	代表者	楠原輸送(株) 花島孝明	東慎二
132	住所	(有)稗田商事 加古川市志方町大澤1134	加古川市志方町上富木792-1
131	住所	(株)西物流兵庫 三木市鳥町839-1	三木市大村1-10-5
32	代表者	(株)リヴァックス 赤澤正人	山本英治
169	代表者	二位建設(株) 二位千裕	二位宏子
156	住所	(有)平沼運送 高砂市中島2-7-43	高砂市阿弥陀町阿弥陀字中道106-2
117	代表者	(株)ミコー総合開発 菅野安真	森村広幸
20	会社名	ワイシステム(株)	キューソーアレスト(株)
12	住所	(株)トータルテクノサービス 伊丹市昆陽8-21-1	伊丹市寺本1-150

## 「ふわっとアクセル 心がけよう エコ運転」

平成28年エコドライブの推進に向けた標語 佳作

株式会社ヤマサ環境エンジニアリング

作 元清



# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・1	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部	6・5	「地球と共生・環境の集い 2017」	兵庫県公館
9	自動車関係団体連絡会議	兵庫県自動車会館	6	兵ト協 タンクトラック部会役員会	兵ト協
10	兵ト協 ダンプ部会役員会(第47回情報交換会)	兵ト協	7	兵ト協 取扱部会正副部会長・役員会・監事会議	兵ト協
	兵青協 第1回評議員会(総会)	ラヴィマナ神戸		近ト協 幹事会	大ト協
11	監事監査(28年度決算)	兵ト協		団体連絡会議	自動車会館
	全ト協 役員選考委員会	全ト協	9	運行管理者基礎講習(講師)	兵庫県中央労働センター
	神戸市危険物安全協会「第1回理事会」	ホテル北野ブラスザ六甲荘		全ト協「第43回引越部会」	鹿児島サンロイヤルホテル
12	ひょうご環境保全連絡会 理事会	神戸市教育会館		兵ト協 天狼会 総会	エタシブ島
	兵ト協 西神戸支部 通常総会	ホークラ		兵ト協 百貨店部会 通常総会	神仙閣
13	兵ト協 丹有支部 通常総会	新たんば荘	13	運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」	兵ト協
	兵ト協 明石支部 通常総会	明石支部		交通安全協会 定例理事会・評議委員会	漆川神社
16	兵ト協 平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会	兵ト協		三木会	兵ト協
	ひょうごエコタウン推進会議 理事会	ひょうご環境創造協会	14	NASVA運輸安全マネジメントガイドライン認定セミナー	兵庫県立姫路労働会館
17	兵ト協 平成29年度安全性評価事業(Gマーク)説明会	西修研センター		ひょうご環境保全連絡会 定時総会	兵庫県民会館
18	全国道路利用者会議 定時総会	砂防会館		陸災防 全国支部事務局長会議	メルパルク東京
	兵ト協 東播支部 通常総会	加古川市会館	15	兵ト協 食品部会 役員会	兵ト協
	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	16	兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザホテル神戸
19	神戸開港 150周年記念式典	神戸ビートルホテル	19	交通安全県民大会準備会	県公館
	兵ト協 東神戸支部 通常総会	ホークラ		兵ト協 引越部会 役員会	兵ト協
	兵ト協 兵庫支部 通常総会	神仙閣	20	グリーン経営講習会	兵ト協
21	兵ト協 西宮支部 通常総会	華水亭	22	引越優良認定制度説明会	大ト協
22	KTS 正副会長会議(新旧改選)	神戸メリケンパークオリエンタルホテル		KTS 正副会長会議	琵琶湖
23	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	23	兵ト協 海コン部会 総会	神戸ベイシエラホテル
	兵ト協 役員選考委員会	兵ト協	27	交差点事故防止マニュアル活用セミナー	兵ト協
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協		近ト協 理事会・総会	ANAクラウンプラザホテル神戸
	TV会議システム利用全ト協「特殊車両通行許可制度講習会	兵ト協	28	神戸マラソン実行委員会 総会	兵庫県公館
	尼崎運輸事業協同組合 総会	都ホテルニューアルカイック	29	全ト協 通常総会・理事会	第一ホテル東京
24	全ト協 税制・交付金委員会	全ト協		－7月の予定－	
	兵ト協 西播支部 通常総会	西修研センター	7・3	安全性評価事業(Gマーク)申請受付(～14日)	兵ト協
	新規許可事業者指導講習会	運輸局	5	「チャレンジ100」打合せ会議	県民会館
26	全ト協「第12回タンクトラック・高圧ガス部会」(総会)	全ト協	6	兵庫ゼロ災・リスクアセスメント推進大会	神戸市産業振興センター
	兵ト協 東部支部 通常総会	都ホテルニューアルカイック	7	兵ト協 天狼会 定例会	兵ト協
29	兵ト協 西部研修センター建設等検討委員会	兵ト協	12	女性経営者部会 正副会長会議	エストラピアル
	兵ト協 理事会	兵ト協	13	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル東京
31	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部	14	兵ト協 ダンプ部会 通常総会	侍
	－6月の予定－		22	第45回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許試験場
6・1	西宮地区低公害車普及等推進協議会総会	西宮市役所	26	第1回はい作業主任者技能講習会(～27日)	兵ト協
	全ト協 理事会	全ト協	27	全ト協 全国専務理事業務連絡会議(～28日)	他社国際センター
	全日本トラック事業政治連盟第57回評議員会	全ト協	28	「運行管理者試験」事前講習会	兵ト協
2	第1回兵庫県防災会議幹事会	兵庫県災害センター		兵ト協 重量・鉄鋼部会「通常総会」	兵ト協
	青年部協議会 HOT21 総会	第一楼			

# 安全と安心をはこぶ

平成29年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業

## 「安全性優良事業所」 認定のための申請

申請受付期間

平成29年7月1日(土)～7月14日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

### 申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日 / 平成29年4月17日(月)

頒布方法 / 申請案内↓全日本トラック協会ホームページにて公開

申請書・自認書↓Web申請書作成システムによる作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日 / 平成29年5月1日(月) 土・日、祝日を除く

頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

インターネットを利用して  
申請書類が作成できます。  
申請案内など詳しくは  
「Gマーク」で検索。  
Gマーク 検索



国土交通大臣指定  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい  
内容については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp>

 公益社団法人  
**全日本トラック協会**

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

Gマーク認定事業所のみなさん  
認定ステッカーを正しく使用できていますか?

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には  
「Gマーク」ステッカーを  
剥がしていただく等、  
Gマーク認定事業所が  
正しく認知されるように  
してください。

※2017年1月以降に貼付されたGマーク



●有効期限が過ぎた  
ステッカーの貼付



●有効期限を切り取った  
ステッカーの貼付

適切ではない使用例